Ⅰ　令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜

（全日制課程・定時制課程）実施要項

第１　一般選抜

一般選抜は、入学者選抜を実施する募集定員を定めたすべての学科で実施する。

なお、実施内容については、「令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜選考基準」（以下「選抜選考基準」という。）（別表１）のとおりとする。

１　出願資格

出願することができる者は、本人及び保護者（親権者、親権者がない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、次のいずれかに該当するものとする。

なお、定時制課程については、和歌山県内に本人の住所があるか、勤務していること。又は、入学日までに和歌山県内に住所があるか、勤務することが確実であれば出願することができる。

(1)　中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和９年３月卒業見込みの者

(2)　中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和９年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

２　学科及び募集定員

全日制課程	総合ビジネス科　１６０名（スポーツ推薦の１５名程度を含む。） デザイン表現科　４０名、普通科　６０名
定時制課程	ビジネス実践科　４０名、ビジネス情報科　４０名

３　志願学科

(1)　志願者は、すべての学科を志願することができる。ただし、出願は１課程１学科に限る。

(2)　志願者は、同一課程に限り、第１志望として出願した学科以外の学科を第２志望として出願することができる。ただし、全日制課程において、総合ビジネス科、普通科を第１志望に出願した志願者は、デザイン表現科を第２志望とすることはできない。

４　一般出願

(1)　出願受付期間及び出願先

受付月日	受付時間	出願先
令和９年２月１９日（金）	午前９時から正午まで	和歌山県電子申請サービス※3

出願は、和歌山県電子申請サービスで受け付ける。

ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者は、持参または郵送により、和歌山市立和歌山高等学校（以下「市立高等学校」という。）で受け付ける。

持参する場合の受付期間は、令和９年２月１９日（金）の午前９時から午後４時までとする。

郵送の場合は、「書留」とし、令和９年２月１５日（月）から２月１９日（金）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、持参または郵送の場合は、市立高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

※3　アクセス手順

> 和歌山県ホームページ → 相談窓口・電子申請・県報 → 電子申請 → 和歌山県電子申請サービスポータル → カテゴリー検索（13_教育委員会） → 令和９年度和歌山県立高等学校入学者選抜一般出願

(2)　出願手続

ア　志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、和歌山市立和歌山高等学校長（以下「高等学校長」という。）に提出すること。

なお、他の都道府県から市立高等学校を志願する場合は、「Ⅲ　他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

（ア）入学願（別記第１号様式）

（イ）受検票（別記第２号様式）

（ウ）入学考査手数料

全日制課程２,２００円、定時制課程９５０円

本出願時、現金で市立高等学校において納付すること。

イ　中学校長の手続

中学校長は、第４項第２号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第３号様式）※4に必要事項を入力し、別途指定する方法で、和歌山県電子申請サービスから和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課長（以下「（県）学校教育局県立学校教育課長」という。）に提出すること。

※4　ダウンロード手順

> 和歌山県教育委員会ホームページ → 入試・採用・募集 → 入試 → 県立高校入学者選抜 → 令和９年度県立高校入学者選抜 → 令和９年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項 → 一般出願者報告書（別記第３号様式（県立別記第１１号様式））

ウ　高等学校長の手続

高等学校長は、第４項第２号アのただし書きに該当する者から出願があった場合、提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願報告書（別記第３号様式）に必要事項を入力し、別途指定する方法で和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課長（以下「（市）学校教育課長」という。）及び（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

エ　注意事項

（ア）第３項第２号による志願者は、入学願の「志願学科」の欄に志望順位別に学科名を記入すること。

（イ）令和９年３月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

オ　志願状況の発表

（ア）和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課（以下「（県）学校教育局県立学校教育課」という。）及び和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課（以下「（市）学校教育課」という。）において、一般出願に係る志願状況一覧表を令和９年２月２４日（水）午前９時に掲示する。

なお、掲示場所については、（県）学校教育局県立学校教育課、（市）学校教育課に問い合わせること。

（イ）中学校長には、各市町村教育委員会を通じて通知する。

(3)　志願先の変更

ア　志願者は、本出願にあたって、一般出願の際に提出した学科を、１回に限り変更することができる（第２志望を変更しようとする者も含む。）。

イ　志願先を変更しようとする者は、次の（ア）～（ウ）の変更手続を行うこと。

（ア）中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受ける。

（イ）入学願と受検票を新たに作成する。

（ウ）入学願と受検票を中学校長に再提出する。

なお、第４項第２号アのただし書きに該当する者については、令和９年２月２４日（水）から令和９年３月１日（月）まで（各日とも午前９時から午後４時まで）に、高等学校長に願い出て指示を受けること。

５　本出願

(1)　出願受付期間及び場所

受付月日	受付時間	場所
令和９年３月２日（火）	午前９時から午後４時まで	和歌山市立和歌山高等学校
令和９年３月３日（水）	午前９時から午後３時まで	和歌山市立和歌山高等学校

出願は、市立高等学校で受け付ける。

郵送の場合は、「書留」とし、令和９年２月２５日（木）から３月２日（火）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、市立高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

(2)　出願手続

ア　志願者の手続

（ア）志願者は、志願先の変更手続をした場合を除き、一般出願の際に提出した学科以外に本出願をすることができない。

（イ）一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。

（ウ）第４項第２号アのただし書きに該当する者で志願先を変更した者は、第４項第２号アに準じ、書類を直接高等学校長に提出すること。

イ　中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて高等学校長に提出するとともに、入学考査手数料を納付すること。

（ア）令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第４号様式）

令和３年３月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出する

こと。

（イ）副申書（別記第５号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

（ウ）学力検査等特別措置願（別記第６号様式）

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合は、高等学校長に提出すること。

（エ）入学考査手数料

全日制課程２,２００円、定時制課程９５０円

現金で市立高等学校において納付すること。

ウ　高等学校長の手続

（ア）高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、又は直接、出願者に交付すること。

（イ）高等学校長は、志願状況を課程・学科別に集計し、別途指定する方法で（市）学校教育課長及び（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

（ウ）高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（市）教育長に提出し、協議のうえ、適切な措置を講じること。

６　調査書等の作成

(1)　調査書等作成委員会

中学校長は、調査書、副申書等の作成にあたっては、厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等作成委員会を組織し、その審議を経るものとする。

(2)　調査書等の作成

調査書等の具体的な作成要領は、「Ⅱ　令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書等の作成について」による。

７　書類の審査

(1)　調査書等審査委員会

ア　高等学校長は、審査の厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等審査委員会を組織すること。

イ　調査書等審査委員会は、令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて提出された書類について審査すること。

(2)　高等学校長は、中学校長から提出された書類の中に、不明な事項等がある場合には、当該中学校長に説明又は訂正を求めることができる。ただし、訂正を求めた場合には、（市）教育長にその概要について文書で報告しなければならない。

８　学力検査等

出願者は、令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）を受けるものとする。また、高等学校長は、学力検査のほかに、実技による検査（以下「実技検査等」という。）を実施することができる。

ただし、令和９年３月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、学力検査終了後、別途、面接を実施するものとする。

「実技検査等」の実施内容については、「選抜選考基準」（別表１）及び「令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実技検査等」（別表２）のとおりとする。

(1)　学力検査と配点

ア　学力検査

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））とする。

リスニングテストは、外国語（英語）の検査時間の冒頭で校内放送設備を用いて一斉に行う。

イ　配点

各教科１００点満点とする。

(2)　検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前９時までに検査場所に集合すること。

ア　期日　学力検査　　令和９年３月１０日（水）

実技検査等　　令和９年３月１１日（木）

イ　日程　次の日程により実施する。

第１日（学力検査）

9:00　9:25　10:15 10:30　11:20 11:35　12:25　13:10　14:00 14:15　15:05

点呼 入場	国語	休 憩	社会	休 憩	数学	（昼食）	理科	休 憩	外国語 （英語）

第２日（実技検査等）

9:00

実技検査等

（注）実施時間帯は、高等学校長の指示による。

(3)　検査場所

市立高等学校で行う。

(4)　検査当日の注意

ア　受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ　受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ　実技検査等の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ　実技検査を受ける者は、高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

オ　受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合、当該受検者の在学又は出身校の中学校長は、高等学校長に速やかにその旨を報告するとともに、再学力検査を希望する場合は、受検できなかった理由が正当であることを証明する書類（医師の診断書等）を添え、令和９年３月１７日（水）正午までに高等学校長に再学力検査受検願（別記第７号様式その１）を届け出るものとする。また、高等学校長は、事情内容を審査し、正当と認められるときは、再学力検査受検許可書（別記第７号様式その２）を交付し、その受検を許可するものとする。

９　定時制課程における満２０歳以上特別措置

(1)　対象者及び内容

ア　満２０歳以上の志願者（平成１９年４月１日以前に生まれた者）で、定時制課程満２０歳以上特別措置を希望する者とする。

イ　作文及び面接による検査を行う。

ウ　調査書の提出を省略することができる。

(2)　申請手続

この特別措置の適用を受けようとする者は、一般出願の際、定時制課程満２０歳以上特別措置申請書（別記第８号様式）に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接、高等学校長に提出すること。ただし、志願先の変更はできない。

(3)　検査期日と日程

検査期日は、学力検査と同一日とし、日程は、次のとおりとする。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接

(4)　満２０歳以上特別措置による入学者数

別に定める募集定員の１０％を標準とし、募集定員内で出願状況に応じて高等学校長が決定する。

(5)　検査場所

市立高等学校で行う。

(6)　検査当日の注意

第８項第４号に準ずるものとする。

(7)　入学願等の交付

入学願、受検票、定時制課程満２０歳以上特別措置申請書については、（市）学校教育課及び市立高等学校において交付する。

10　入学者の選抜

高等学校長は、出願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず、次の要領によって、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

(1)　合否判定の原則

合否の判定は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び学力検査の成績に基づいて行う。ただし、面接・実技検査等を実施した学科にあっては、その成績も判定資料とする。

なお、各学科の一般選抜における入学者の選抜基準は、「選抜選考基準」（別表１）のとおりとする。

(2)　判定資料の評価

ア　調査書

調査書の「評定」、「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」等にその他の記載内容を加味し、総合的に評価すること。

（ア）評定

次の方法で算出し、計１８０点満点とする。ただし、調査書に記載されている全教科の評定を対象として、２倍を超えない範囲で傾斜評価を実施することができる。傾斜評価を行う学科については、「選抜選考基準」（別表１）のとおりとする。

なお、傾斜評価を実施する学科にあっては、傾斜評価後の合計を満点とすること。

a　第１・第２学年の評定

第１・第２学年の９教科の５段階評定の合計を算出する。　（９０点満点）

b　第３学年の評定

第３学年の９教科の５段階評定の合計を２倍して算出する。（９０点満点）

（イ）特別活動及び校内外の活動等

「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」及びその他の記載内容を総合的に評価すること。

イ　学力検査の成績

学力検査実施教科は各教科１００点満点とし、計５００点満点とする。

ウ　実技検査の成績

実技による検査結果を適切に点数化して評価する。

エ　その他の資料

中学校長から副申書等の提出があった場合は、その記載内容に留意すること。

(3)　合否判定の手順について

各学科ともに次のア～エの各段階順に判定していくものとし、初めに第１志望の者を対象として第２段階までの判定を行い、次に第２段階まで合格予定者にならなかった者にスポーツ推薦で合格しなかった者及び第２志望の者を加えて、第３段階の判定を行うものとする。

なお、受検者の数が一般選抜募集枠（以下「募集枠」という。）に満たない場合は、第１段階、第２段階に示した人数の割合を、いずれも全受検者に対する割合としたうえで、合否を判定するものとする。ただし、出願者が少人数のため、各段階順による判定が困難な場合は、前号判定資料の評価に基づき、総合的に判定することができる。

①　＜全日制＞総合ビジネス科　＜定時制＞ビジネス実践科、ビジネス情報科

ア　第１段階

全受検者のうち、次の（ア）、（イ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第１段階での合格予定者数は、募集枠の８０％を上限とし、８０％を超えた場合は、（ア）、（イ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者で「学力検査の成績」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」（別表１）に示した割合内にある者。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者で「評定」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」（別表１）に示した割合内にある者。

イ　第２段階

第１段階における合格予定者数が募集枠の８０％に満たない場合は、第１段階の（ア）・（イ）を同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が募集枠の８０％になるまで調整する。

ウ　第３段階

第１段階及び第２段階の合格予定者を除いたすべての受検者に、総合ビジネス科においてはスポーツ推薦で合格しなかった者及び第２志望の者を加え、定時制の課程においては第２志望の者を加え、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料も含め、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。ただし、用いる判定資料はこれらの受検者に共通のものとする

こと。

エ　第４段階

第３段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

②　＜全日制＞デザイン表現科

ア　第１段階

全受検者のうち、次の（ア）～（ウ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第１段階での合格予定者数は、募集枠の８０％を上限とし、８０％を超えた場合は、（ア）～（ウ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者において、募集枠の３０％以内にある者のうち、「学力検査の成績」が募集枠内にある者。ただし実技検査の成績が著しく下位の者を除く。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者において、募集枠の５０％以内にある者のうち、「評定」が募集枠内にある者。ただし実技検査の成績が著しく下位の者を除く。

（ウ）「実技検査等の成績」が優れた者において、募集枠の２０％以内にある者のうち、「評定」及び「学力検査の成績」が共に上位から並べて全受検者の９０％以内にある者。

イ　第２段階

第１段階における合格予定者数が募集枠の８０％に満たない場合は、第１段階の（ア）～（ウ）を同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が募集枠の８０％になるまで調整する。

ウ　第３段階

第１段階及び第２段階の合格予定者を除いたすべての受検者について、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料や実技検査の成績も含め、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。ただし、用いる判定資料はこれらの受検者に共通のものとすること。

エ　第４段階

第３段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

③　＜全日制＞　普通科

ア　第１段階

全受検者のうち、次の（ア）、（イ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第１段階での合格予定者数は、募集枠の８０％を上限とし、８０％を超えた場合は、（ア）、（イ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者において、募集枠の３０％以内にある者。ただし、「学力検査の成績」が著しく下位の者を除く。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者において、募集枠の７０％以内にある者。ただし、「評定」が著しく下位の者を除く。

イ　第２段階

第１段階における合格予定者数が募集枠の８０％に満たない場合は、第１段階の（ア）、（イ）を同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が募集枠

の８０％になるまで調整する。

ウ　第３段階

第１段階及び第２段階の合格予定者を除いたすべての受検者に、第２志望の者を加え、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料について、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。ただし、用いる判定資料はこれらの受検者に共通のものとすること。

エ　第４段階

第３段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

11　合格者の発表

令和９年３月１８日（木）午前１０時に市立高等学校において掲示する。

12　入学資格認定検査

学校教育法施行規則第９５条第５号の規定による高等学校入学資格認定検査については、令和９年１月２９日（金）に市立高等学校で行う。受検希望者は、令和９年１月２２日（金）正午までに、高等学校長に願い出ること。

なお、入学資格認定検査の実施方法については、高等学校長が定めるものとする。

13　実施上の留意事項

(1)　中学校長は、在学者又は出身者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願学科の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。

(2)　高等学校長は、学力検査等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。

(3)　中学校長は、高等学校長に提出した調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに学力検査等の結果及び中学校長から提出された調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。

(4)　高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。

(5)　中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和９年３月３１日（水）までに、高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（令和４年３月～令和８年３月中学校卒業者）についても、同様に提出すること。

(6)　第８項の実施方法については、高等学校長に別途通知する。

(7)　実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。

第２　スポーツ推薦

スポーツ推薦は、総合ビジネス科で実施する。

なお、競技スポーツ種目については、「令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施概要」（別表３）（以下「スポーツ推薦実施概要」（別表３）という。）のとおりとする。

１　出願資格

(1)　本人及び保護者（親権者、親権者がない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとする。

また、第１第１項に準ずる者のうち、令和８年４月から令和９年３月までの期間に卒業又は卒業見込みの者とし、かつ、次号の条件を満たすものとする。

(2)　次のア及びイの条件を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア　特別活動及び校内外の活動等において優れた点が見られ、生活態度が良好であること。

イ　当該スポーツ種目において優れた技術、運動能力を有し、３年間継続して活動する強い意志を持ち、さらに市立高等学校で学ぶ基礎学力を有すること。

２　スポーツ推薦募集枠

硬式野球（男子）１０名程度、ソフトボール（女子）とバスケットボール（女子）の２種目合わせて５名程度とする。

３　志願学科

志願者は、総合ビジネス科に限り志願することができる。

４　一般出願

(1)　出願受付期間及び出願先

受付月日	受付時間	出願先
令和９年２月１９日（金）	午前９時から正午まで	和歌山県電子申請サービス※1

出願は、和歌山県電子申請サービスで受け付ける。

※1　アクセス手順

> 和歌山県ホームページ → 相談窓口・電子申請・県報 → 電子申請 → 和歌山県電子申請サービスポータル → カテゴリー検索（13_教育委員会） → 令和９年度和歌山県立高等学校入学者選抜一般出願

(2)　出願手続

ア　志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

なお、他の都道府県から市立高等学校を志願する場合は、「Ⅲ　他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

（ア）スポーツ推薦入学願（別記第９号様式）

（イ）受検票（別記第２号様式）

（ウ）入学考査手数料

本出願時、２,２００円を現金で市立高等学校において納付すること。

イ　中学校長の手続

中学校長は、第４項第２号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第３号様式）※2に必要事項を入力し、別途指定する方法で、和歌山県電子申請サービスから（県）学校教育局県立学校教育課長に提出すること。

※2　ダウンロード手順

> 和歌山県教育委員会ホームページ → 入試・採用・募集 → 入試 → 県立高校入学者選抜 → 令和９年度県立高校入学者選抜 → 令和９年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項 → 一般出願者報告書（別記第３号様式（県立別記第１１号様式））

ウ　注意事項

第１第４項第３号に基づく志願先の変更及び第１第５項第２号ア（イ）による本出願からの出願

はできない。

５　本出願

(1)　出願受付期間及び場所

受付月日	受付時間	場所
令和９年３月２日（火）	午前９時から午後４時まで	和歌山市立和歌山高等学校
令和９年３月３日（水）	午前９時から午後３時まで	和歌山市立和歌山高等学校

出願は、市立高等学校で受け付ける。

郵送の場合は、「書留」とし、令和９年２月２５日（木）から３月２日（火）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、市立高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

(2)　出願手続

ア　中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、志願者に係る次の書類（作成は第１第５項第２号イに準じて行う。）を作成し、スポーツ推薦入学願、受検票他、必要書類とあわせて高等学校長に提出するとともに、入学考査手数料を納付すること。

（ア）スポーツ推薦書（別記第１０号様式）

（イ）調査書（別記第４号様式）

（ウ）副申書（別記第５号様式）

（エ）学力検査等特別措置願（別記第６号様式）

（オ）入学考査手数料

２,２００円を現金で市立高等学校において納付すること。

イ　高等学校長の手続

第１第５項第２号ウに準じて行う。

６　学力検査等

出願者は、学力検査、面接及びスポーツ実技検査を受けるものとする。

なお、面接、スポーツ実技検査（以下「スポーツ実技検査等」という。）については、「令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施概要」（別表３）のとおりとする。

(1)　検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前９時までに検査場所に集合すること。

ア　期日　学力検査　　令和９年３月１０日（水）

スポーツ実技検査等　　令和９年３月１１日（木）

イ　日程　次の日程により実施する。

第１日（学力検査）

9:00　9:25　10:15 10:30　11:20 11:35　12:25　13:10　14:00 14:15　15:05

点呼 入場	国語	休 憩	社会	休 憩	数学	（昼食）	理科	休 憩	外国語 （英語）

第２日（面接・スポーツ実技検査）

9:00

面接・スポーツ実技検査

（注）実施時間帯は、高等学校長の指示による。

(2)　検査場所

市立高等学校で行う。

(3)　検査当日の注意

ア　受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ　受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ　スポーツ実技検査等の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ　スポーツ実技検査を受ける者は、高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

オ　受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合は、第１第８項第４号オに準ずる。

７　入学者の選抜

(1)　高等学校長は、学力検査、スポーツ実技検査等の結果及びスポーツ推薦書、調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

(2)　スポーツ推薦で合格しなかった者は、第１第１０項第３号に準じ、一般選抜において合否を判定するものとする。

８　合格者の発表

令和９年３月１８日（木）午前１０時に市立高等学校において掲示する。また、高等学校長は、選考結果通知書（別記第１１号様式）を中学校長に送付するものとする。ただし、選考結果通知書は、市立高等学校で作成すること。

９　実施上の留意事項

第１第１３項に準ずる。

10　その他の事項

(1)　中学校長は、スポーツ推薦にあたり、厳正、公平かつ適正を期するため、推薦委員会を設けること。

(2)　高等学校長は、スポーツ実技検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、スポーツ推薦選抜委員会を設けること。

(3)　前各項のほか、スポーツ推薦に関し必要な事項は、「第１　一般選抜」各項の規定を準用する。

第３　追募集

追募集は、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

１　出願資格

出願資格は、第１第１項に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県内の公立高等学校に合格している者、特別支援学校高等部に進学が決定している者及び再学力検査の受検を許可されている者を除く。

２　追募集枠

追募集枠の通知は、次の各号により行う。

(1)（県）学校教育局県立学校教育課及び（市）学校教育課において、追募集枠一覧表を令和９年3月１８日（木）午後２時に掲示する。

なお、掲示場所については、（県）学校教育局県立学校教育課及び（市）学校教育課に問い合わせること。

(2)　中学校長には、和歌山市教育委員会を通じて通知する。

３　出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、市立高等学校で受け付ける。

令和９年３月２４日（水）	午前９時から午後４時まで

４　出願手続

(1)　志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、高等学校長に提出すること。

ア　入学願（別記第１２号様式）

イ　受検票（別記第２号様式）

ウ　入学考査手数料

全日制課程2,２００円、定時制課程９５０円を現金で市立高等学校において納付すること。

(2)　中学校長の手続

中学校長は、前号の書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、調査書（別記第４号様式）及び必要に応じて副申書（別記第５号様式）、学力検査等特別措置願（別記第６号様式）を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて高等学校長に提出するとともに、入学考査手数料を現金で納付すること。

(3)　高等学校長の手続

第１第５項第２号ウに準じて行う。

(4)　注意事項

ア　第１第３項第２号により志願する者は、入学願の「志願学科」の欄に志望順位別に学科名を記入すること。

イ　令和９年３月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

５　学力検査等

出願者は、令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者追募集学力検査（以下「追学力検査」という。）及び面接を受けるものとする。

ただし、令和９年３月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、追学力検査、面接終了後、別途、面

接を実施するものとする。

実施内容については、「令和９年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施概要（追募集）」（別表４）のとおりとする。

(1)　追学力検査と配点

ア　追学力検査

総合問題とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

イ　配点

総合問題は１００点満点とする。

(2)　検査期日と日程

追学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、追学力検査当日午前９時までに検査場所に集合すること。

ア　期日　令和９年３月２６日（金）

イ　日程　次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼入場	追学力検査 （総合問題）	休 憩	面接

(3)　検査場所

市立高等学校で行う。

(4)　検査当日の注意

ア　受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、追学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ　受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ　面接の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

６　定時制課程における満２０歳以上特別措置

第１第９項に準じて行う。

７　入学者の選抜

高等学校長は、追学力検査、面接等の結果及び調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

８　合格者の発表

令和９年３月３０日（火）午前１０時に市立高等学校において掲示する。

９　実施上の留意事項

(1)　中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和９年４月１日（木）までに、高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（令和４年３月～令和８年３月中学校卒業者）についても、同様に提出すること。

(2)　高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡については、受検者等に十分配慮して行うこと。

(3)　前各項のほか、追募集に関し必要な事項は、「第１　一般選抜」各項の規定を準用する。

第４　再学力検査

再学力検査は、一般選抜で再学力検査受検許可書を交付した場合、追募集と同期日、同日程で実施する。

１　受検資格

一般選抜に出願し、第１第８項第４号オにより、再学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

２　学力検査等

第３第５項に準じて行う。

３　入学者の選抜

第１第１０項及び第３第７項に準じて行い、再学力検査の受検者が有利又は不利になることのないよう十分配慮すること。

４　合格者の発表

第３第８項に準じて行う。

５　実施上の留意事項

前各項のほか、再学力検査に関し必要な事項は、「第３　追募集」各項の規定を準用する。